

## 声明 「デジタル監視法」を許さない！

私たちは、2014年7月に朝日新聞のスクープで明るみに出た大垣警察市民監視事件(大垣警察署警備課＝公安が、大垣市民の個人情報、地元住民を無視して大型風車建設を急ぐ民間会社に提供していた)につき、国家賠償及び収集した個人情報の抹消を請求する裁判に取り組む団体です。

公安警察が、長年にわたって原告らを監視し続けてきたこと、人物像を歪めて情報提供し、民間会社を公安警察の“協力者”に仕立て上げようとしたことが見えてきました。しかし、裁判では、公安警察側は事実認否さえ拒否し、警察法2条1項の「公共の安全と秩序の維持」を挙げて抽象的に「適法だ」と繰り返すのみです。「一般論」と断りつつも、警察庁警備局長は、「様々な情報収集」「関係事業者と意見交換」を「通常行っている警察の業務の一環」と公言しました(189国会での答弁)。

安保関連法を巡って大揺れに揺れた189国会で、政府・与党は、まさにドサクサに紛れて警察法を「改正」し、警察機関が内閣補助事務を担う道を開いていました。このことは、今国会に出されているデジタル監視法案が、「政治警察国家」をめざすものであることを端的に示しています。

すでに多くの人々や団体が指摘しているように、デジタル監視法案は ①個人情報を国が一元管理する(「個人情報保護」が後退する方向で法改正されようとしている)、②デジタル庁は内閣直属の組織として全行政機関に君臨する特別の地位が与えられる、③マイナンバー機能と一体化し一覧性の高い形で利用されることとなる、④警察、とりわけ公安警察が、収集された個人情報を恣意的に利活用できてしまう、⑤濫用を防ぐ独立機関が存在しない、など、およそ民主国家ではありえない問題を孕んでいます。

大量のデジタル情報が取得・分析できる現代社会にあつて、市民は常に、個人情報を取得され、丸裸にされる危険にさらされています。そして公安警察出身官僚が、「総理の目と耳」となって官邸の情報の出入りを一手に司っている現状を考えれば、この法案は、警察、とりわけ公安警察が、ワンクリックで私たち市民の個人情報を丸ごと入手することは、決して杞憂とはいえません。市民が、常時警察の監視下におかれることになる…まさに恐怖の「デジタル独裁国家」への道です。

データ流通の多様化・大容量化の進展は事実であり、必要な法整備は必要でしょう。それはプライバシー権の徹底、個人情報保護の強化、自己情報コントロール権の確立へと向かうべきものであり、「デジタル監視法案」とは、真逆のものです。

この法案は、デジタル庁に強大な権限が集中することによる独裁化の危険、警察との情報共有に基づく市民監視の危険、本人の同意なき個人情報の利活用など、私たち市民の基本的人権を侵害し、監視国家への道を開くものであり、到底、成立を認めることはできません。

私たちは「デジタル監視法案」というべきこの法案に強く反対します。真の独立性の高い実効性あるチェック機関の創設を求めます。

当会は、公安警察による恣意的な市民監視を許さない社会、市民ひとりひとりが自己の個人情報をコントロールする権利が確立される社会をめざして、多くの人々にともに闘う連帯を呼びかけます。

2021年4月22日